聖籠町規則第十二号

聖 籠 町 養 育 医 療 措 置 費 負 担 金 収 規 則 を 次  $\mathcal{O}$ Š に 定

る。

平成二十五年三月二十九日

聖籠町長 渡邊 廣 吉

聖 籠 町 養 育 医 療 措 置 費 負 担 金 徴 収 規 則

(趣旨)

第

と 下 う 同 す 要 法 条 る す 号 負 又 担 は 金 第  $\mathcal{O}$ そ \_\_ 用 規 条  $\mathcal{O}$ と 則  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 扶 支 1 規 養 う。 給 定 条 義  $\mathcal{O}$ 母  $\mathcal{O}$ 務 措 ょ 兀 子 者 置 に り 第 か を 養 関 5 育 項 た 必 医  $\mathcal{O}$ 収 者 要 規 す な  $\mathcal{O}$ 定 和 る 事 以 兀 措 項 基 付 置 下 を 年 又 づ 費 定 は き 法 負 本 養  $\otimes$ 担 る 育 町 百 療 が V  $\mathcal{O}$ 

(負担金の額)

2 第 す 条 は る 割 本 定 費 き 計 負 す そ は 算 用  $\mathcal{O}$ る 養 担  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 支 育 担 医 を 療 額 金  $\mathcal{O}$ 対  $\mathcal{O}$ 層 ŋ 別 表 を 受 そ 収 限 た 養 で 額 だ 育  $\mathcal{O}$ な に 医 11 ょ な 療 る が 别 あ 表 7

3 + <u>\f</u> 支 前 号 弁 玉 校 項 家 教 又 他 職 は 公  $\mathcal{O}$ 船 務 員 定 法 員 律 員 共 用 は 保 共 済 ょ に 総 険 済 法 そ お 額 り 法 組 本 か  $\mathcal{O}$ 11 昭 合 措 昭 法 準 和 又 和 用 康 昭 + 要 兀 和 八 険 年 三 年 法 た 扶 又 法 費 + 養 は 法 律  $\equiv$ 律 大 用 義 例 第 年 第 正 に 務 法 者 0 百 律 き か る 場 第 兀 年 5 뭉 合 百 法 五 律

法 第 た 含 額 律 感 百 ts. を 染 五. 超 亚 症 及 え 成  $\mathcal{O}$ び 뭉 7 + 予 地 玉 は 年 防 方 民 な 法 及 公 健 5 律 以 び 務 康 な 第 感 下 員 百 染 11 等 険 症 社 共 法 几  $\mathcal{O}$ 会 済 号 患 保 者 12 対 法 ょ + 昭 る す 和 年 負 لح 担 三 法 医 11 額 療 + う に 第 七 を 関 差 年 百 並 引 九 す てバ 律 る 11

## 納 期 限

第 三 曜 る + な ょ 出 三 条 日 1) 年 そ に た た 当 法  $\mathcal{O}$ 本 だ た 律 発 月 第 行 又 る 百 は لح  $\mathcal{O}$ そ き 七 そ 日  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + は カコ 負  $\mathcal{O}$ 日 八 5 担 扶 号 が 当 養 金 に 玉 該 + を 民 日 日 町 務 規  $\mathcal{O}$ 以 長 者  $\mathcal{O}$ 定 祝 꽢 内  $\mathcal{O}$ す 日 発 日 る に を 納 休 前 関 Ł 入 す 条 日 す 0  $\mathcal{O}$ る な 規 て 日 法 納 曜 け 定 律 期 日 れ 涌 ば 昭 知 限 又 は な す 土 算 b

# 納 期 $\mathcal{O}$ 延 長

- 第 2 兀 は る ょ 号 前 条 لح ŋ 養 そ 項 を 育  $\mathcal{O}$  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 町 町 医 規 負 長 長 担 療 定 لح 12 き 金 提 は 置 を 本 出 費 納 V) 人 そ 負 及 納 期  $\mathcal{O}$ な 担 期 限 び 納 け ま そ 限 期 れ で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 限 ば 延 に を な 延 長 養 延 5 長 を 義 入 長 な 申 申 す 務 す VI 請 請 者 る る が 書 لح ょ 特 と う 別 が 別 が と 記 木  $\mathcal{O}$ で す 様 難 事 き る 式 で 情 る 第 あ
- 3 記 旨 負 様 を 町 担 式 養 長 第 金 は 育  $\mathcal{O}$ 医 号 療 減 納 措 免 期 に 置 限 ょ 費  $\mathcal{O}$ 負 延 申 担 長 請 金  $\mathcal{O}$ 者 納 適 に 入 否 通 延 を 知 長 決 L 決 定 な 定 け た 却 れ と 下 ば き 通 な は 知 5 書 な そ 別 0

第 五 条 次 で  $\mathcal{O}$ あ 各 町 で る 号 長 は 認 掲  $\Diamond$ げ 当 該 る る と 理 措 由 置 き は に を ょ 受 そ け 1) 負 者 全. 部 又 又 を は そ は  $\mathcal{O}$ 部 す 扶 養 を る 免 義 除 لح 務 す が

る

が

き

- $\mathcal{O}$ 疾 持 病 が 木 カュ 難 カュ で ŋ あ る 又 لح は 認 災  $\emptyset$ 害 を ら れ 受 る け と た き こ と に ょ ŋ 生
- 死 た と き
- 2 育 長 前 療 が 項 前 措 認  $\mathcal{O}$ 号 規  $\Diamond$ る 費 定 負 撂 と 担 ょ き げ 金 る る 减 場 合 免 措  $\mathcal{O}$ 置 ほ 除 カュ 申 請 け 特 别 う  $\mathcal{O}$ 別 理 記 す 由 様 る が 式 者 あ 第 は 三号) 養 町

る

لح

3 ば 通 لح な 知 き 町 長 書 5 は な は 別 そ V 負 旨 式 を 金 第 養  $\mathcal{O}$ 育 兀 額 号 医  $\mathcal{O}$ 療 減 措 額 又 n 申 者  $\mathcal{O}$ 適 通 額 否 知 を 免 決 定 な け 決 定 n

n

町

長

申

請

な

ば

な

b

な

督 促 滯 納 処 分 等

第 2 六 分 で と  $\mathcal{O}$ 町 き 条 手 長 は 続 は 入 町 を が 長 限 と な 前 は を 項 5 11 指 な کے  $\mathcal{O}$ 負 定 け き 担 規 れ は 定 金 7 ば に  $\mathcal{O}$ な ょ 納 町 れ 5 税 入 ŋ を な 滯 督 が 11 納 促 処 期 た 限 分 な 場 ま  $\mathcal{O}$ け 例 合 で れ 12 で に ば ょ 行 な わ 納 り 5 期 滯 れ な 限 な ま 処 11

附 則

 $\mathcal{O}$ 規 則 は 平 成 + 五. 年 月 日 カコ 施 行 す る

別表

#### 養育医療措置費負担金徴収基準額表

		月額負担金徴収基準額			
				基準額(円)	加算基準額(円)
A 階層	生活保護法(昭和 2 給世帯を含む。)及 永住帰国後の自立の の規定による支援給		0		
B 階層	A 階層を除き当該年	度分の市町村民税非課税世帯		2, 600	260
C階層	除き当該年度分の	均等割の額のみ(所得割の額 のない世帯)	C1 階層	5, 400	540
	市町村民税の課税 世帯であって、その 市町村民税の額の 区分が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	C2 階層	7, 900	790
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1 階層	10,800	1, 080
		所得税の年額 15,001円から 40,000円まで	D2 階層	16, 200	1, 620
		所得税の年額 40,001円から 70,000円まで	D3 階層	22, 400	2, 240
		所得税の年額 70,001円から 183,000円まで	D4 階層	34, 800	3, 480
		所得税の年額 183,001円から403,000円まで	D5 階層	49, 400	4, 940
		所得税の年額 403,001円か	D6 階層	65, 000	6, 500

ら 703,000 円まで			
所得税の年額 703,001円か ら1,078,000円まで	D7 階層	82, 400	8, 240
所得税の年額 1,078,001円 から1,632,000円まで	D8 階層	102, 000	10, 200
所得税の年額 1,632,001円 から2,303,000円まで	D9 階層	123, 400	12, 340
所得税の年額 2,303,001円 から3,117,000円まで	D10 階層	147, 000	14, 700
所得税の年額 3,117,001円 から4,173,000円まで	D11 階層	172, 500	17, 250
所得税の年額 4,173,001円 から5,334,000円まで	D12 階層	199, 900	19, 990
所得税の年額 5,334,001円 から6,674,000円まで	D13 階層	229, 400	22, 940
所得税の年額 6,674,001円 以上	D14 階層	全額	左の基準額の1 0%、ただし、そ の額が26,300 円に満たない場
			合は 26, 300 円

#### 備考

- 1 この表の C1 階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 2 この表の D1~D14 階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号) 、租税

特別措置法 (昭和32年法律第26号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭和22年法律第175号) の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて (平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項及び第2項(同項第2号及び第3号にあっては、地方税法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金について適用する場合に限る。) 、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 3 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これ が判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。
- 4 徴収月額の決定の特例
  - (1) A 階層以外の各層に属する世帯から 2 人以上の児童が、同時に別表の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
  - (2) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものである。
- 6 給付継続中に、認定の基礎となる扶養義務者の所得税額等に変動が生じた場合は、次のとおり再認 定を行い、変動が生じた日の属する月の翌月から適用するものとする。
  - (1) 扶養義務者、児童の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の申出を 待って行うものとする。
  - (2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A 階層については各月の初日に、B 階層、C

階層及びD階層については前年分の所得税の課税関係又は当該年度の市町村民税の課税関係(免除を含む。)が確定する時期に行うものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。

年 月 日

聖籠町長 様

 住所

 申請者
 氏名
 印

 電話番号

### 養育医療措置費負担金納入延長申請書

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則第4条第2項の規定により、下記のとおり養育医療の給付に伴う措置費負担金の納入延長を申請します。

記

77 IE 17.	氏名		受給者番号
受療者	住所		
金額		定められた納期限	納入できる期限
Р	3	年 月 日	年 月 日

納期限の延長を申請する理由

年 月 日

様

聖籠町長

## 養育医療措置費負担金納入延長決定 · 却下通知書

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり決定した ので通知します。

記

当初	」 納	期	限	年	月	日
延長決	定後	の納	期限	年	月	日
金			額			円

#### 【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 町を被告として(聖籠町長が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、異議 申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があっ たことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。 聖籠町長 様

 住所

 申請者 氏名
 印

 電話番号

## 養育医療措置費負担金減額 · 免除申請書

聖籠町養育医療措置費負担金徴収規則第5条第2項の規定により、下記のとおり養育医療の給付に伴う措置費負担金の減額・免除を申請します。

記

77 H	氏名				受給者番	号	
受療者	住所						
徴収決定額		年	月分から	年	月分まで	金額	円
減免を必要と する費用の額		年	月分から	年	月分まで	金額	円
減免を必要とする理由							

年 月 日

様

聖籠町長

## 養育医療措置費負担金減額 • 免除決定通知書

年 月 日に養育医療給付が決定された(受療者)様に係る措置費 負担金の徴収額を下記のとおり減額・免除することに決定したので通知します。

記

当	初	決定	負 扫	旦額			円
減額・免除決定後の負担額							円
負	担	開	始	日	年	月	日

#### 【教示】

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に聖籠町長に対して異議申立てをすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(聖籠町長が被告の代表となります。)提起することができます。ただし、異議申立てを行った場合には、処分の取り消しを求める訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。